

条例の概要

1 目的 (第1条)

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築

- 災害ボランティア活動の促進
- 被災者の支援の充実

県民が安心して暮らすことのできる社会の実現

2 定義 (第2条)

- 災害：暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- 災害ボランティア活動：被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動
- 災害ボランティア：災害ボランティア活動を行う個人又は団体
- 災害ボランティアセンター：災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織
- 社会福祉協議会：社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者
- 学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 自主防災組織等：災害対策基本法に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士、その他地域において防災活動を行う団体又は個人

3 基本理念 (第3条)

- ・災害ボランティア活動は、相互扶助の精神に基づく自発的な活動
- ・被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性の尊重
- ・行政等と被災者とボランティアとの信頼関係の下に連携及び協力を図る。

- ・被災者の権利利益の保護
- ・災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保

被災者
支援の
充実

- ・被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供

4 県の責務と県民等の役割等 (第4条-第8条)

県の責務と関係者の役割を明確化（県、県社協、市町村・市町村社協、災害ボランティア、県民、事業者）

5 基本的施策 (第8条-第15条)

(1) 連携強化 (第8条) (再掲)

- 市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携協力による施策の策定・実施
- 災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割・費用分担の明確化

(2) 人材育成・確保 (第9条)

- 被災者支援に関する専門的知識を要する人材の育成
- 学校による災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流などの教育活動の実施

(3) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 (第10条)

- 災害ボランティア活動に関する連絡調整など、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行う団体の育成又は体制の整備
- ボランティアセンターの設置運営や、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修・訓練の実施
- 資機材の確保に関する援助など、災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援
- 災害ボランティア活動に際しての個人情報保護など、被災者の権利利益の保護や、感染症の予防など、災害ボランティアの安全確保

(4) その他

- 県外における災害ボランティア活動に対する支援 (第11条)
- 県民に対する広報活動、研修の充実その他の普及啓発 (第12条)
- 施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告、報告の公表(第13条)
- 条例の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備、基金の設置その他の必要な措置(第14)
- 必要な財政上の措置(第15条)